

事務連絡  
令和6年2月9日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省老健局老人保健課  
高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を  
改正する省令の正誤について（その2）

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先日1月25日に公布された「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号。以下「改正省令」という。）につきましては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の正誤について（令和6年1月31日付け厚生労働省老健局老人保健課ほか連名事務連絡）」にて、官報正誤（予定）の内容についてお知らせしたところですが、今般、最終確認を行い、官報正誤を行う事項を追加することとしました。

改正省令の一部が施行される令和6年4月1日までには、官報正誤が行われる予定ですが、追加分も含めた官報正誤の内容は別紙のとおりとなりますので、貴部局におかれましては、内容をご了知の上、令和6年度介護報酬改定の円滑な施行に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。また、管内市町村、事業所等への周知についてもよろしくお願い申し上げます。

官報正誤の内容について

官報のページ	修正前（官報）	修正後（官報正誤として同一内容を掲載予定）
p. 142 改正後欄 終りから 3 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指 定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定す る指定介護療養型医療施設・・・
p. 182 改正後欄 10 行目	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第八条第一項第三号に規定する指 定介護療養型医療施設・・・	・・・健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号） 第二十六条の規定による改正前の法第 <u>四十八</u> 条第一項第三号に規定す る指定介護療養型医療施設・・・
p. 185 改正後欄 終りから 16 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>又は</u> 地域密着型介 護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着 型介護予防サービス・・・
p. 185 改正前欄 終りから 9 行目	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス <u>若しくは</u> 地域密着 型介護予防サービス・・・	・・・共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着 型介護予防サービス・・・
p. 189 改正後欄 15 行目	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人 福祉施設の <u>利用者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・	・・・当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人 福祉施設の <u>入所者</u> の処遇が適切に行われると認められるときは、・・・
p. 192 改正後欄 終りから 10 行目	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出 なければならない。	・・・当該介護老人保健施設に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出 なければならない。
p. 196 改正後欄 終りから 14 行目	<u>5 ユニット型特別養護老人ホームの管理者は、ユニット型施設の管 理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>	<u>5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管 理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。</u>
p. 201 改正後欄 終りから 14 行目	・・・当該介護医療院に係る <u>指定</u> を行った都道府県知事に届け出なけれ ばならない。	・・・当該介護医療院に係る <u>許可</u> を行った都道府県知事に届け出なけれ ばならない。

※赤字が修正箇所を示す。

官報正誤の内容について（2/9 追加分）

官報のページ	修正前（官報）	修正後（官報正誤として同一内容を掲載予定）
p. 137 改正後欄 終りから 17 行目	・・・、第七十三条第五号から七号まで・・・	・・・、第七十三条第五号から第七号まで・・・
p. 186 改正後欄 12 行目	・・・、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。	・・・、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。
p. 217 3～5 行目	・・・、第四十条の七第八項、第四十六条第六項、第五十五条の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第七十七条第七号、新介護予防サービス等基準第三十六条第三項（新介護予防サービス等基準第五十九条、第六十六条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第九十一条第三項（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準第五十三条第三項の規定の適用については、・・・	・・・、第四十条の七第八項、第四十六条第六項及び第五十五条の六第八項、新地域密着型サービス基準第七十三条第七号及び第七十七条第七号、新介護予防サービス等基準第三十六条第三項（新介護予防サービス等基準第五十九条、第六十六条及び第八十五条において準用する場合を含む。）、第九十一条第三項（新介護予防サービス等基準第二百十条において準用する場合を含む。）並びに新地域密着型介護予防サービス基準第五十三条第三項の規定の適用については、・・・
p. 217 9 行目/13 行目	・・・、新地域密着型サービス基準第八十六条の二（新地域密着型サービス基準第八十条、第二十九条、第五十七条、第六十九条、第八十二条において準用する場合を含む。）、・・・並びに新介護医療院基準第四十条の三・・・	・・・、新地域密着型サービス基準第八十六条の二（新地域密着型サービス基準第八十条、第二十九条、第五十七条、第六十九条及び第八十二条において準用する場合を含む。）、・・・及び新介護医療院基準第四十条の三・・・

※赤字が修正箇所を示す。